

土木工事共通仕様書 関係基準

工事一時中止ガイドライン

2019 年 7 月

阪神高速道路株式会社

目 次

1. ガイドライン策定の背景	P. 1
2. 工事一時中止に係る基本フロー	P. 2
3. 発注者の中止指示義務	P. 3
4. 一時中止の指示・通知	P. 4
5. 工事現場の維持・管理・再開に関する基本計画書の作成及び提出	P. 5
6. 請負代金額又は工期の変更	P. 7
・ 請負代金額の変更	
・ 工期の変更	
7. 増加費用の考え方	P. 8
(1) 本工事施工中に中止した場合	
(2) 契約後準備工着手前に中止した場合	
(3) 準備工期間に中止した場合	
(4) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）	
8. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	P. 16
9. 様式	P. 17
参考資料	P. 26
・ 工事請負契約書（抜粋）	
・ 増加費用の費目と内容	

1. ガイドライン策定の背景

◇工事発注の基本的な考え方

○工事の発注に際しては、地元協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議等を整え、建設路線の全体供用計画、或いは供用路線の全体補修計画等から適正な工期を確保し、適切な時期に発注を行うことが基本となる。

◇工事発注の現状

○円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところではあるが、一部の工事では各種協議や工事用地の確保が未了な場合においても、止むを得ず施工確保時期の見込みの条件明示を行い、発注を行っている。

◇現状における課題

○各種協議や工事用地の確保が未了又は一部未了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することが出来ない事由により施工が出来なくなった工事については、発注者は工事の一時中止の指示を行わなければならない。

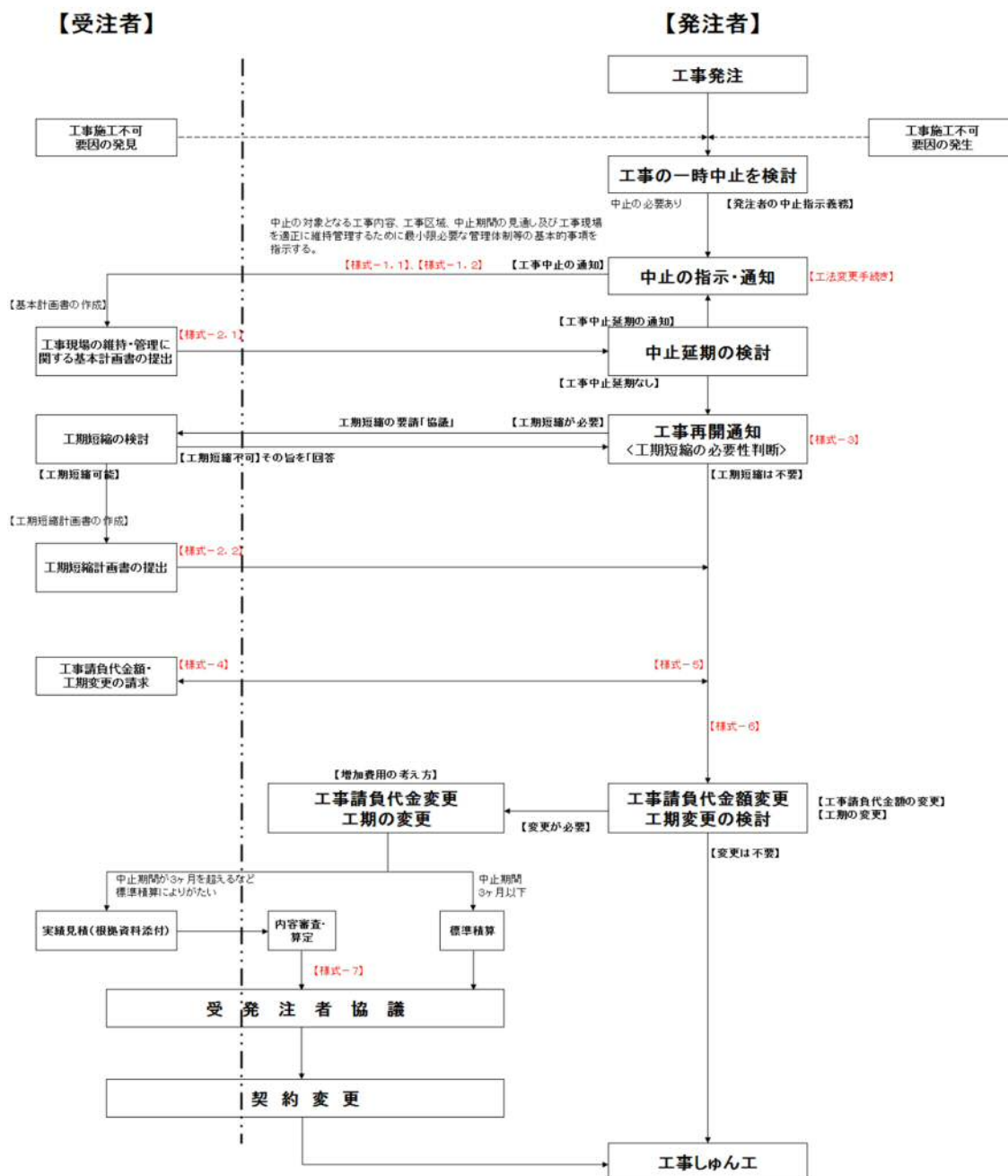
○しかし、一部の工事において一時中止の指示を適切な時期に通知していない事例も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているとの意見も出されているところである。

◇ガイドラインの策定

○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、共通認識のもとに適正な対応を行うために本ガイドラインを策定するものである。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

- ◇受注者の責に帰することができない事由により工事をできないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。
- ◇受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令等：工事請負契約書第 20 条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

- 受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、
 - ①工事用地の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できないと認められるとき。
 - ②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき
 - 上記の 2 つが規定されている。
 - 上記の 2 つの規定以外にも、発注者が必要であると認めるときは、工事の全部又は一部の施工の一時中止を命じなければならない。
 - 特記仕様書で明示している他工事からの引き渡し時期（着手可能時期）や関係機関との協議完了時期などの遅延に伴い工事着手ができない場合が該当する。
- ※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」が客観的に認められる状態を意味する。

①工事用地等の確保ができないため工事を施工できない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなため（工事請負契約書第 16 条）施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（工事請負契約書第 18 条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

- 「自然的又は人為的な事象」は、文化財の発掘・調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、反対運動等を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

③特記仕様書に特別な定めがある日を超過したために工事を施工できない場合

- 工事に関連する諸施設等の管理者との協議完了の遅延
- 河川内等の施工時期や部分引渡し時期の遅延

◇工事一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間（以下、「全部一時中止」という）は、原則として専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない事由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【関係法令等：監理技術者制度運用マニュアル（国総研第 315 号 H16.3.1）】

※大幅な工期延期とは、工事請負契約書（受注者の解除権）第 46 条第 1 項第 2 号を準拠して、「延期期間が当初工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超える場合」を目安とする。

4. 一時中止の指示・通知

◇発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【関係法令：契約書 20 条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な監理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

○発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

○発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

○受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

○受注者は、中止期間が満了したときは工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

○このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらいの時間を要するか現実的な計画※を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

※用地買収や家屋移転など相手先が存在する場合などは、当社の解決希望時期のみを考慮して事案解決時期を設定するのではなく、これまでの協議経緯等を考慮するなど現実的な事案解決に向けた計画を立て、一時中止期間を設定する必要がある。

○そして発注者は、施工を一時中止している工事について施工可能と認めたときには工事の再開を指示しなければならない。

○このことから、中止期間は一時中止を指示したときから一時中止の事象が無くなり、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

5. 工事現場の維持・管理・再開に関する基本計画書の作成及び提出

(1) 基本計画書の作成及び提出

- ◇工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出するものとする。
- ◇工事の一時中止を書面により通知した場合、受発注者は、基本計画書の作成に先立ち中止期間中の工事現場の体制等について、受発注者間の認識の相違が生じないように調整するものとし、その調整結果を基本計画書に反映させるものとする。

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出することとする。

記載内容

- 基本計画書作成の目的
- 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- 工事再開に向けた方策
- 上記の工事一時中止に伴う増加費用概算金額及び算定根拠
- 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- 受注者は基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

(2) 工期短縮計画書の作成及び提出

- ◇発注者は、一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を得る。
- ◇受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◇協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- 工程短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること。
- 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること。
- 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用

工期の変更

- 受注者は発注者に認められた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める。
- 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

6. 請負代金額又は工期の変更

◇工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、
請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。

○中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等、例外的な場合を除き請負代金額又は工期の変更を行う。



請負代金額の変更

○発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

○増加費用

- ・工事用地等を確保しなかった場合
- ・暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

○損害の負担

- ・発注者に過失がある場合に生じたもの
- ・事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

○工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

○地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

○このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

7. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

※本工事とは工事目的物又は仮設に係る工事

■増加費用の範囲

- ◇増加費用等の適用は、発注者が工事の一部中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◇増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

- 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具費、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

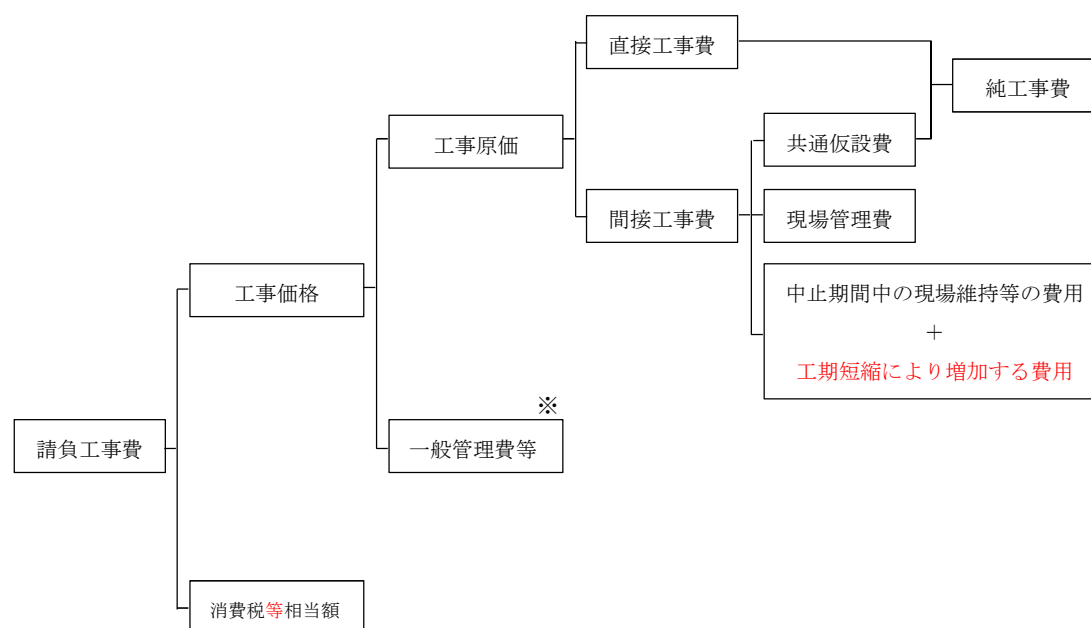
- 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具費、労務者、技術職員の転入に要する費用等

■増加費用の算定

- ◇増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者協議して行う。
- ◇増加費用の各構成費目は、原則として中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事に係る増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◇一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

○中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

○標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目

- 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道高熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
 - ・直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
 - ・直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- 運搬費の増加費用
 - ・現場搬入済みの建設機械の工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - ・大型機械類等の現場内小運搬
- 安全費の増加費用
 - ・工事現場の維持に関する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用等の保安管理に要する費用
- 役務費の増加費用
 - ・仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- 営繕費の増加費用
 - ・現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所等の営繕損料に要する費用
- 現場管理費の増加費用
 - ・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注）・標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用し、道路維持工事、及び一時中止期間が３ヶ月を超える場合は適用不可

・標準積算によりがたい場合は、別途、見積もりによる積上げ積算とする。

■増加費用の積算

◇増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

但し、中止期間3ヶ月*以下は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合や標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積もりを求め、受発注者協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以下」としている。

※見積もりを求める場合、中止期間全体に係る見積もり（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積もり）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用【単位：円（1,000円未満切り捨て）】

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg：一時中止に係る現場経費率【単位：％（小数第4位四捨五入3位止め）】

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）【単位：円（1,000円未満切り捨て）】

α ：積み上げ費用【単位：円（1,000円未満切り捨て）】

一時中止に係る現場経費率（dg）

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^b - (J / (a \times J^b)) \} + (N \times R \times 100) / J$$

N：一時中止日数(日)。但し、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価

$A \cdot B \cdot a \cdot b$ ：工種毎に決まる係数（別表－1）

◇土木工事標準積算基準における入力項目

J：一時中止時点の契約上の純工事費

N：一時中止日数

α ：積み上げ費用

別表－ 1

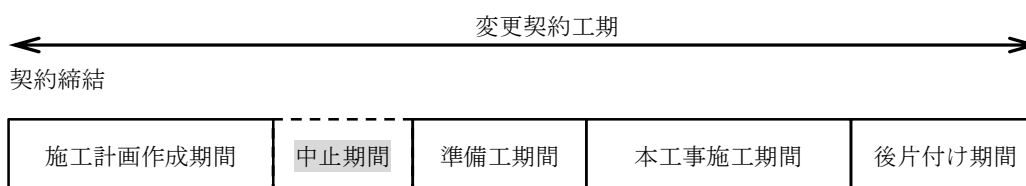
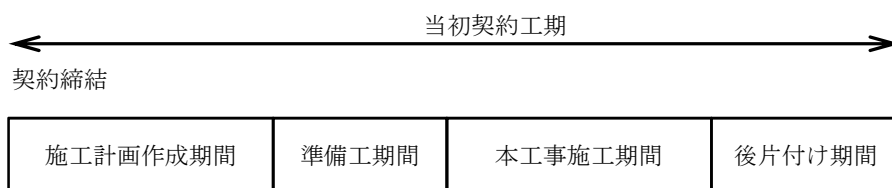
(2019 年度)

工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b	摘要
	地方部 (一般交通 等の影響 なし)	地方部 (一般交通 等の影響 あり) 山間僻地	市街地 (DID 地 区・準ずる 地区)				
下部工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	(国)河川・道路構造物工
鋼桁工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	(国)鋼橋架設工事
PC 桁工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058	(国)PC 橋工事
橋梁保全工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	(国)橋梁保全工事
開削トンネル工事	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559	(国)共同溝等工事(2)
シールドトンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252	(国)トンネル工事
床版工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	(国) 河川・道路構造物工
舗装工事 舗装補修工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226	(国)舗装工事
塗装工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	(国)鋼橋架設工事
伸縮継手工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933	(国)道路維持工事

※上表の工種区分または摘要にない工事については、別途考慮するものとする。

(2) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◇契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◇発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



○基本計画書の作成

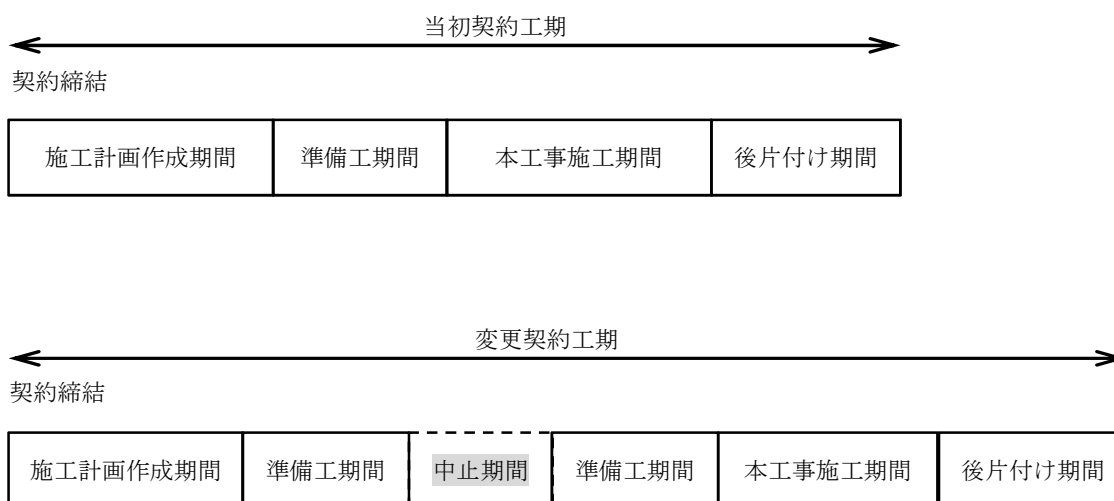
- ・工事請負契約書の工事用地の確保等第 16 条 2 項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ・このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の「維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出するものとする。

○増加費用

- ・一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(3) 準備工期間に中止した場合

- ◇準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間をいう。
- ◇発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



○基本計画書の作成

- ・受注者は「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出するものとする。

○増加費用

- ・増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- ・増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所等の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- ・増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。（積算は受注者から見積もりを求め発注者で審査のうえ行う。）

(4) 工期短縮を行った場合(当初設計から施工条件の変更がない場合)

◇増加費用の考え方

- | | |
|--|---------------------|
| ①工期短縮の要因が発注者に起因するもの | 【増加費用を見込む】 |
| 例：工種を追加したが工期延期せず当初工期とした場合 | |
| ②工期短縮の要因が受注者に起因するもの | 【増加費用は見込まない】 |
| 例：工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合 | |
| ③工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの | 【増加費用を見込む】 |
| 例：想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合 | |
| 例：自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合 | |
| ※災害による損害は工事請負契約書第 29 条（不可抗力による損害）に基づき対応する） | |

◇増加費用を見込む場合の種名項目の事例

- | |
|--|
| ○当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は夜間施工の手間に要する費用。 |
| ○パーティ数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。 |
| ○その他必要と思われる費用 |
| ※増加費用の内訳については、受発注者で協議を行うものとする。 |

8. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

◇増加費用の設計書における取扱い

- 増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として現契約の請負工事費とは別計上する。
- 但し、設計書上では、現契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。
- 増加費用の算定において、受注者から提出された増加費用の見積書により計上する場合、請負比率（落札率）は考慮しない。

◇増加費用の事務処理上の取扱い

- 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない変更契約するものとする。
- 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

【様式－１．１】

年 月 日

受注者 ○○株式会社 殿

阪神高速道路株式会社
契約責任者 ○○○○（役職名） 印

請負工事の一時中止について

工事名

工 期 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日付けで契約した標記工事は下記により工事を中止されるよう
工事請負契約書第 20 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 一時中止を必要とする理由
2. 一時中止の内容（中止する工事の工種・工事区域）
3. 一時中止期間 自 年 月 日
至 年 月 日
4. 管理体制等の基本的事項

中止期間中における工事現場の維持、管理等を別紙－１、２により行うこと。

5. 基本計画書の提出

中止期間中の維持、管理等に関する基本計画書を様式－２により提出すること。

以上

【注：下記は必要に応じて適宜記載すること。】
本件については別途変更契約書を作成する。

【様式－１．２】

事 務 連 絡
年 月 日

契約責任者

〇〇〇〇（役職名） 殿

監督員

〇〇〇〇（役職名）

請負工事の一時中止について（上申）

工事名

工 期 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日付けで契約した標記工事について、下記のとおり工事の一時中止について通知されるよう上申します。

記

- 1．一時中止を必要とする理由
- 2．一時中止の内容（中止する工事の工種・工事区域）
- 3．一時中止期間 自 年 月 日
 至 年 月 日
- 4．管理体制等の基本的事項

中止期間中における工事現場の維持、管理等を別紙－１、２により行うこと。

- 5．基本計画書の提出

中止期間中の維持、管理等に関する基本計画書を様式－２により提出すること。

以上

【様式－ 2. 1】

年 月 日

阪神高速道路株式会社
契約責任者 ○○○○（役職名） 殿

受注者 ○○株式会社 印

工事一時中止に伴う工事現場の維持・管理・再開に関する
基本計画書の提出について

工事名

年 月 日付で工事一時中止の通知があった標記工事について、下記のとおり基本計画書を提出します。

記

添付書類

1. 工事現場の維持・管理・再開に関する基本計画書（別紙）

以 上

【様式－ 2. 2】

年 月 日

阪神高速道路株式会社
監督員 ○○○○（役職名） 殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 印

工事一時中止に伴う工期短縮計画書の提出について

工事名

年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、下記のとおり工期短縮計画書を提出します。

記

添付書類

1. 工期短縮計画書（別紙）

以 上

【様式－３】

年 月 日

受注者 ○○株式会社 殿

阪神高速道路株式会社
契約責任者 ○○○○（役職名）印

一時中止中の請負工事の再開について

工 事 名

中止期間 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日付け通知の標記工事は下記のとおり工事を再開されるよう通知します。

記

１．再開する工事内容（中止する工事の工種・工事区域）

３．工事再開日 年 月 日

以 上

【注：下記は必要に応じて適宜記載すること。】
本件については別途変更契約書を作成する。

【様式－４】

年 月 日

阪神高速道路株式会社
 監督員 ○○○○（役職名） 殿

受注者 ○○株式会社
 現場代理人 印

工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について（協議）

工事名

標記工事について、工事請負契約書第 20 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 工事期間

1) 当初工期 自 年 月 日
 至 年 月 日

2) 変更工期 自 年 月 日
 至 年 月 日

2. 一時中止期間 自 年 月 日
 至 年 月 日

3. 協議額 ￥
 ※消費税及び地方消費税相当額を除く

4. 協議額内訳 別紙のとおり

以 上

【様式－ 5】

年 月 日

受注者 ○○株式会社
現場代理人 殿

阪神高速道路株式会社
監 督 員
○○○○（役職名）

工事請負契約書第 20 条に伴う請負代金額の変更協議について（回答）

工事名

標記工事について協議を受けましたが、工事一時中止期間中における現場維持費等の費用については、最終変更契約時までの期間に契約責任者から当該金額を貴社に提示し、協議することとしましたのでご了承ください。

以 上

【様式－6】

事 務 連 絡
年 月 日

契約責任者
〇〇〇〇（役職名） 殿

監督員
〇〇〇〇（役職名）

請負契約書第 20 条に伴う請負代金額の変更協議について（報告）

標記について、下記のとおり受注者より協議を受けましたが、審査の結果、
妥当と認められ、別添のとおり回答しましたので報告します。

記

1. 工事名
2. 受注者
3. 請負代金額
4. 契約年月日
- 5 工事期間

1) 当初工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

2) 変更工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

6. 概算金額 （算定調書を別添で添付すること）

以 上

【様式－ 7】

年 月 日

受注者 ○○株式会社 殿

阪神高速道路株式会社
 契約責任者 ○○○○（役職名） 印

工事の一時中止に伴う増加費用の負担額協議書

工事名 _____

標記工事について貴社より 年 月 日付けで提出の工事請負契約書第 20 条に基づく工事の一時中止に伴う請負代金額変更協議については、当社において検討した結果、下記のとおりその増加費用の負担額を算定したので協議します。

なお、この金額に御異議がなければ、下記に押印のうえ返送願います。

1. 一時中止に伴う増加費用の負担額 _____ 円
※消費税及び地方消費税相当額を除く

上記金額について同意します。

年 月 日

阪神高速道路株式会社
 契約責任者 ○○○○（役職名） 殿

受注者 ○○株式会社 印

以 上

印紙税法別
 表第 1 に該
 当する収入
 印紙

参考資料

■工事請負契約書

第16条（工事用地の確保等）

1. 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
2. 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3. 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不要となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
5. 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第18条（条件変更等）

1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問解答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
2. 監督員は、前項の規定による確認を要求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して取るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う
5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条（設計図書の変更）

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止）

1. 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
3. 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、又は、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持する若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第46条（受注者の解除権）

1. 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者が第45条の2第1項第1号から第6号までのいずれかに該当するとき。
 - 四 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
2. 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第45条の2 第1項 第1号から第6号の抜粋

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者及び支店又は営業所を代表する者を、受注者が法人である場合には非常勤を含むその法人の役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者を、受注者がその他の団体である場合には法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等をいい、役員等のために行為する受注者の使用人を含む。以下同じ。）が、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力的な要求行為を行う者又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者（阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則第13条に定めるものをいう。）をいい、以下「暴力団等」という。）（集団であるときには集団をいい、個人であるときには個人をいう。以下同じ）であると認められるとき。
- 二 暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が、自己、自社又は第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- 四 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 役員等が、下請負人、資材若しくは原材料の購入相手方その他の契約相手方又は取引先として、前各号のいずれかに該当する法人、団体又は個人を、その該当する事実を知らず（契約の締結又は取引の実施後であつて当該契約又は取引の終了までの間に知った場合を含む。）利用するなどしている又は利用していたと認められるとき。

増加費用の費目と内容

◇増加費用の費目と内容

増加費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用【積上又は率により計上】

イ 材料費

①材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の特段の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等の為に、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、或いは受発注者協議により中止期間稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

①工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立・解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立・解体費、管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のため必要であると認めて指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち、発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の

範囲から工事現場に再搬入する費用

②大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し或いは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ヘ 準備費

別項目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示し或いは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

①仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し或いは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力、保安要員等を含む。）

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

①既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

②新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し或いは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

②電力水道等の基本料

元設計において期間要素考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

但し、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費に対する割掛

率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために受発注者協議により定めた次の費用

- ①元請・下請の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係る者を含む。）に支給する給料手当の費用
- ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

- ①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直雇又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ②解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法廷福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

（２）本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

（３）消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

工事一時中止に伴う積算方法例（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用【単位：円（1,000 円未満切り捨て）】

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg：一時中止に係る現場経費率【単位：%（小数第4位四捨五入3位止め）】

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）【単位：円（1,000 円未満切り捨て）】

α ：積み上げ費用【単位：円（1,000 円未満切り捨て）】

一時中止に係る現場経費率（dg）

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N：一時中止日数（日）但し、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価

A・B・a・b：工種毎に決まる係数（別表－1）

＜河川・道路構造物（市街地（DIDに準ずる地区））の例＞

$$A = 197.2$$

$$B = -0.1562$$

$$a = 0.8251$$

$$b = 0.3075$$

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

J=1,000,000,000：一時中止時点の契約上の純工事費

N=90：一時中止日数

R=22,800：公共工事設計労務単価 2019.3月の例（土木一般世話役：大阪）

α =0：積み上げ費用

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

$$= 0.743603916 \quad (\text{小数第4位四捨五入})$$

$$dg = 0.744 \quad \% \quad (3 \text{ 位止め})$$

$$G = dg \times J + \alpha$$

$$= 7,440,000 \quad (\text{千円未満切り捨て})$$

中止90日、積み上げ費用0円の場合の
“G（中止期間中の現場維持等の費用）”

純工事費	dg	G
100,000,000	3.276	3,276,000
300,000,000	1.526	4,578,000
500,000,000	1.109	5,545,000
1,000,000,000	7.440	7,440,000

別紙－ 1

工事現場の維持・管理・再開に関する基本計画書

（工事名） 工事

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

受注者名

別紙－２

一時中止期間中における工事現場の維持・管理・再開の

基本的事項（記載例）

1. 中止時点における内容
 - (1) 中止する工事（工種）の出来形
 - (2) 社員の体制
 - (3) 労働者数
 - (4) 搬入済みの材料
 - (5) 搬入済みの建設機械器具等
2. 中止に伴い工事現場の体制の縮小と再開に関すること
3. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること
 - (1) 社員の体制、労働者数（必要な場合のみ）
 - (2) 現場点検の実施方法
 - (3) 天災等緊急時の対応、連絡体制
 - (4) 中止期間中の実施作業
現地調査、試掘の立会、施工計画書の作成、各種対外協議書の作成、地元設計協議への立会（同席等）、各種対外調整会議への出席、など必要な業務内容を記載する
 - (5) 中止期間中に現場に存置が必要な建設機械器具・施設
 - (6) 中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設、及びその目的
4. 中止した工事現場の管理責任に関すること
5. 工事一時中止に伴う増加費用概算金額（算定根拠資料含む）及び必要工期

※工事一時中止解除及び工事変更など、基本計画書の内容が変更となる場合は、変更基本計画書を提出するものとする。
--